

平成31年2月28日  
四国地方整備局 建政部  
計画・建設産業課

## 『徳島県 社会保険加入促進宣言企業』の公表について

～社会保険加入に積極的に取り組み「行動基準」の遵守を宣言する建設企業リスト（39社）を公表します。～

建設業における社会保険加入対策にあたり、地域レベルでその取組への理解を広げ、取組の定着及び更なる加入促進に繋げることを目的に、平成30年12月10日、※徳島県建設業社会保険加入推進地域会議を開催しました。

この会議では、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」（別紙参照）を採択し、同会議の翌日より、当該基準の遵守を宣言する建設企業の募集を行ってまいりました。

今般、平成31年2月20日時点での宣言企業のリスト（39社）を取りまとめましたので、公表いたします。

### ※「徳島県建設業社会保険加入推進地域会議」

これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組への理解を広げるため、地域レベルでの取組として社会保険の加入に積極的に取り組む徳島県内の建設企業等を対象に、平成30年12月10日に開催したものです。

社会保険加入対策は、これまで関係者が一体となって取り組んできましたが、この「行動基準」遵守の宣言企業募集は、より地域に根ざした取組として、地域単位・企業単位での運動の定着を図って行こうとするものです。

今後も引き続き、「社会保険加入促進宣言企業」の募集を行っておりますので、本取組の趣旨に賛同される建設企業の皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。

※宣言企業リストは、四国地方整備局ホームページ上にも掲載を予定しております（随時更新）。

[http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01\\_kensetu/51-mikanyuu](http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/51-mikanyuu)

### ■■■「徳島県建設業社会保険加入推進地域会議」における「社会保険加入促進宣言企業」募集について■■■

- 募集対象：「徳島県内に拠点を置く建設企業」又は「徳島県内での施工実績を有する建設企業」  
※法人、個人事業主は問いません。  
※建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。
- 応募方法：「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」（別紙参照）に必要事項を記載のうえ、FAXにてお申し込みください。
- 行動基準：別紙を参照してください。
- その他：お申し込みいただいた建設企業につきましては、「社会保険加入促進宣言企業」として四国地方整備局のホームページ上で、会社名、代表者名、所在地を公表させていただきます。  
また、「社会保険加入促進宣言企業」の皆様には、社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、ステッカー、ポスターを配布いたします。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課長 橋本 貴央（内線6121）

◎建設専門官 四宮 幸一（内線6144）

TEL：087-811-8314

◎主たる問い合わせ先

## 「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

### 【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

### 【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「徳島県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会社名

代表者

所在地 〒

### 【送付先・問い合わせ先】

徳島県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局

(四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課)

FAX 087-811-8414 / TEL 087-811-8314

# 「徳島県 社会保険加入促進宣言企業」

五十音順(平成31年2月20日現在)

番号	会社名	代表者名	所在地
1	赤松土建(株)	代表取締役社長 赤松 泰則	徳島県徳島市富田浜3-13
2	(株)浅石建設	代表取締役 浅石 雅信	徳島県徳島市末広2丁目1番24-1号
3	(株)井上組	代表取締役 井上 惣介	徳島県美馬郡つるぎ町半田字西久保342-3
4	井上建設(株)	代表取締役 井上 一弘	徳島県鳴門市撫養町小桑島字前組16番地12
5	大久保産業(株)	代表取締役 大久保 重敏	徳島県徳島市昭和町8丁目8番地
6	(株)岡田組	代表取締役 岡田 英二郎	徳島県徳島市幸町1丁目47番地3
7	(株)亀井組	代表取締役 朝野 佳伸	徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚114番地
8	木沢建設(株)	川原 哲博	徳島県那賀郡那賀町木頭字前田7-1
9	(株)北岡組	代表取締役 北岡 眞文	徳島県美馬市美馬町字妙見67番地2
10	(株)北島組	代表取締役 佐藤 敏行	徳島県徳島市助任橋2丁目33番地1
11	極東興和(株)徳島営業所	所長 中村 功一	徳島県徳島市応神町吉成字西吉成51-1
12	(株)久保組	代表取締役 久保 登	徳島県美馬市穴吹町口山字中野宮595番地6
13	県西土木(株)	藤本 利文	徳島県三好市池田町津藤ノ井418
14	三晃産業(株)	代表取締役 石川 雅一	徳島県徳島市川内町平石流通団地29番地
15	三和空調(株)	代表取締役 山地 一慶	徳島県徳島市昭和町1丁目72の1
16	穴喰建設工業(株)	代表取締役 谷口 美德	徳島県海部郡海陽町穴喰浦字松原81番地2
17	(株)シンコウ	代表取締役 松本 浩治	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜34番地の13
18	(株)セイヤ工業	代表取締役 元木 裕章	徳島県三好市池田町シマ883番地11
19	(株)セノオ	代表取締役 兼子 信之	徳島県徳島市金沢1丁目5番11号
20	(株)大一建設	代表取締役 幸田 大作	徳島県阿南市宝田町平岡899番地4
21	(株)大日	山口 裕史	徳島県徳島市北田宮4丁目6番76号
22	(株)多田組	代表取締役 多田 卓治	徳島県板野郡松茂町広島字壱番越6番地6
23	(有)谷崎組	谷崎 史明	徳島県那賀郡那賀町平野字庵前21番地
24	剣通信工業(株)	代表取締役 山本 健	徳島県徳島市八万町上福万203番地1
25	中幸建設(有)	代表取締役 中西 由美子	徳島県阿南市中大野町南傍示506番地25
26	(株)西村建設	代表取締役 西村 裕	徳島県三好市山城町大川持523番地4
27	日本電設工業(株)四国支店	支店長 前原 広之	香川県高松市本町7番17号
28	(有)乃一建設	代表取締役 乃一 忠	徳島県阿波市吉野町西条字町口77番地7
29	(株)姫野組	代表取締役社長 松本 哲	徳島県徳島市佐古八番町5番7号
30	(有)平田組	代表取締役 平田 茂	徳島県美馬市穴吹町古宮字長尾1-1
31	平山建設(株)	代表取締役 平山 洋介	徳島県徳島市大松町榎原外77番地10
32	(株)広沢組	代表取締役 廣澤 義典	徳島県美馬郡つるぎ町一字字川又716-2
33	(株)福井組	福井 孝典	徳島県鳴門市大麻町市場字川縁35-1
34	(株)松本建設	代表取締役 松本 英進	徳島県小松島市和田島町字松田新田182番地2
35	(株)三木組	代表取締役 日野 陽一	徳島県吉野川市川島町桑村625番地
36	南建設(株)	代表取締役 南 由起子	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇50-2
37	宮本鉄工建設(株)	代表取締役 宮本 敏光	徳島県阿南市那賀川町中島583番地
38	名正土建(株)	代表取締役 田村 浩二	徳島県阿南市西路見町堤外117番地の2
39	(株)吉岡組	代表取締役 吉岡 誠治	徳島県板野郡藍住町徳命字前須東38番地1